

大洲

きらめき創造 大洲市
—みとめあい ささえあう 肱川流域都市—

☆税制改正	P 2
☆財政比較分析表	P 6 ~ 7
☆市職員募集	P 10
☆「マッチ・シティ」のお知らせ ..	P 13
☆わらび座ミュージカル『龍馬!』大洲公演 ..	P 24



5月10日(日)、大洲球場で愛媛MP対高知FDの試合がありました。結果は1対1の引き分けでした。
始球式は、大洲ジュニアタイガースの藤枝美悠さん(小3)。
国歌斉唱は、長浜中学校の森 房愛先生。

地方税法の一部が改正されました

6月は、市・県民税を納めていただく最初の月です。
地方税法の一部が改正され、平成21年度の市・県民税と国民健康保険税の制度が次のように改正されました。

【市・県民税改正ポイント】

－市・県民税の寄附金税制が変わります！－

- ①地方公共団体に対する寄附金控除の拡充（ふるさと納税）
都道府県・市区町村に対する寄附金のうち5千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と合わせて控除されます。
- ②都道府県・市区町村が条例で指定した団体に対する寄附金控除の拡充
所得税で対象となっている寄附金控除（国および政党などに対する寄附金を除く）のうち、愛媛県または大洲市が条例で指定した愛媛県内に主たる事務所を有する法人および団体に対する寄附金について、市・県民税でも控除が受けれるようになりました。

－公的年金から市・県民税を特別徴収する制度が始まります！－

公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、公的年金に係る市・県民税を特別徴収（公的年金から天引き）する制度が始まります。これにより、公的年金に係る市・県民税の徴収方法は、**年金からの特別徴収か普通徴収（納付書での納付または口座振替）**のいずれかの方法となります。

平成21年度市・県民税の徴収方法

全国的に平成21年10月支給分の年金より特別徴収が開始となりますが、**大洲市では平成22年10月支給分の年金から特別徴収を開始**します。今年度は特別徴収を行わないため、公的年金に係る市・県民税はすべての人が普通徴収となります。

年金所得に係る市・県民税 → 普通徴収（納付書または口座振替での納付）

Q 市・県民税が給与から特別徴収されている人はどうなりますか？

A 年金所得に係る市・県民税は普通徴収となります。

給与からの特別徴収
給与所得等に係る市・県民税
年金所得に係る市・県民税 → 給与からの特別徴収 給与所得等に係る市・県民税
+
普通徴収 年金所得に係る市・県民税

【国民健康保険税改正ポイント】

－介護分の課税限度額が引き上げられます！－

平成21年度より介護分の課税限度額が9万円から10万円へ引き上げられます。

－2割軽減の対象となる納税義務者の要件が見直されます！－

2割軽減の適用については、所得要件により2割軽減に該当する場合であっても、市長が前年からの所得の状況の著しい変化などにより国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときは軽減対象とはしないこととされておりましたが、この要件が撤廃され7割・5割軽減と同様に所得要件のみでの軽減適用となります。

【問い合わせ先】 市役所税務課市民税係 ☎24-2111（内線129・130・131）
長浜支所総務商工課 ☎52-1111（内線23・40）
肱川支所総務商工課 ☎34-2311（内線140）
河辺支所総務商工課 ☎39-2111（内線124）

地上デジタル放送説明会のおしらせ

「デジサポ愛媛」(愛媛県テレビ受信者支援センター)から地上デジタル放送説明会のお知らせ

地デジの説明会にお越しになりませんか?

2011年(平成23年)

7月24日までに、現在のアナログテレビ放送は終了し、デジタル放送に完全移行します。

テレビを視聴されている皆様に地上デジタル放送のことを知ってもらうために

「デジサポ愛媛」総務省愛媛県テレビ受信者支援センターが、わかりやすく丁寧にご説明します。

説明会では、地デジの準備に必要な情報や今のテレビと地デジテレビの比較や、実際にリモコンやアンテナなどを触ってもらい、体験していただくとともに、わからないことにお答えします。

もちろん総務省による無料説明会ですから、テレビやアンテナ関連の販売や契約の勧誘などは一切ありません。安心してご近所の

方々とお誘い合わせの上お越しください。

説明会は、6月下旬に市内の公民館で開催する予定です。

詳細の開催日時は、6月中旬にデジサポ愛媛(総務省愛媛県テレビ受信者支援センター)から皆様のご自宅に案内状をお届けします。

●お問い合わせは

デジサポ愛媛(総務省愛媛県テレビ受信者支援センター)

☎089・943・6039

平日のみ受付

午前9時30分～午後6時まで



税務署からのお知らせ

確定申告が間違っていたときの訂正方法は?

提出された申告書の再確認をしましょう

- 申告もれの収入や所得控除の適用もれはありませんか?
- 誤りがあれば、早めに税務署へご相談ください。

・申告書を提出した後で、税額が実際より少なすぎた場合や還付金が多すぎた場合には、修正申告をして正しい税額に修正してください。

・申告書を提出した後で、税額が実際より多すぎた場合や還付金が多すぎた場合には、更正の請求をすることができます。更正の請求ができる期間は、法定申告期限から一年以内です。

【問い合わせ先】

大洲税務署

☎(24)3115

申告も納税も、パソコンで。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

自宅や事務所に居ながらにして申告や納税ができる「e-Tax」がご利用いただけます。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

